

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 武田 牧雄
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉 仁一

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 29 日付け 23 盛監第 110 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における注意事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 団体名 財団法人盛岡市文化振興事業団（担当課 生涯学習課）
- 2 措置の状況等

注 意 事 項	措 置 の 状 況
1 決算報告書の作成に当たり、財務諸表の注記の記載が不足しているものが見られたので、適正な事務の執行を求める。	1 財団法人盛岡市文化振興事業団に対し、指摘の注意事項について今年度の決算から記載を行うよう指導した。 所管課においては、適正に行われたか確認を行い、引き続き適正な事務の執行が行われるよう指導を行っていく。